

「鳥獣被害防止特措法の一部改正に伴う技能講習免除特例期間の延長」

鳥獣被害防止特措法の一部改正及び銃刀法施行規則の一部改正により、特定従事者に対する技能講習免除特例の適用期限が延長されました。

◎ 技能講習

平成21年12月4日施行の改正銃刀法に規定された実技講習です。

猟銃を所持している方が、許可の更新申請や追加許可申請するに当たり、あらかじめその銃種ごとに技能講習を受講し、有効な技能講習修了証明書の交付を受けておくことが必要となったものです。

◎ 鳥獣被害防止特措法に基づく技能講習免除特例の対象者

○ 鳥獣被害対策実施隊員

市町村が策定する被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊の隊員として市町村長から任命又は指名され、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している方
(技能講習の免除特例は当分の間適用であり、期限はない。)

○ 特定従事者

鳥獣被害対策実施隊員以外の方で、被害防止計画に基づき、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している方
(技能講習の免除特例は、平成28年12月3日までの申請に適用との期限があった。)

◎ 技能講習免除特例適用期限の延期

特定従事者の免除特例適用期限が
平成33年12月3日まで
となり、5年間延長されました。

◎ 許可更新申請等の際に必要な添付書類

○ 鳥獣被害対策実施隊員

1 市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書（申請日において有効なもの。）【提示】

2 対象鳥獣捕獲等参加証明書【提出】

申請日前1年以内に、申請に係る銃種の猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加していることを証明する書面であり、市町村長が発行します。

3 誓約書（申請日前3年以内に、銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であるとの誓約書）【提出】
警察署にある書類です。

○ 特定従事者

1 対象鳥獣に係る有害鳥獣捕獲の許可証又は従事者証（申請日において有効なもの。）【提示】

申請日において有効な許可証又は従事者証がない場合は、市町村長が発行する証明書（「捕獲隊の隊員であることを証する証明書」など。）を提出してください。

2 対象鳥獣捕獲等参加証明書【提出】

上記2に同じ

3 誓約書【提出】

上記3に同じ

お問い合わせ

秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係
電話 018-863-1111 (内線3054)